

行政手続等の悉皆調査結果解説資料

対象手続

- 各府省が所管する法令において規定されている手続です。
 - ※「法令」とは、法律及び法律に基づく命令（法律に基づき定められる政令、府省令、行政委員会の規則）を指します。
 - ※「手続」とは、申請、処分通知、交付、縦覧、作成、保存等を指します。
 - ※法令において地方公共団体が事務を行うこととされる手続や民間事業者等同士が行うこととされている手続も対象です。

調査時点

- フェーズ1は、令和6年10月1日時点の状況です。
- フェーズ2は、令和6年3月31日時点の状況です。

調査結果項目の解説

<フェーズ1 調査項目>

0. 手続ID

1. 所管府省庁

手続が規定されている法令（の条文）を所管する府省庁を次から選択しています。

内閣府	内閣官房	内閣法制局
人事院	デジタル庁	復興庁
総務省	法務省	外務省
財務省	文部科学省	厚生労働省
農林水産省	経済産業省	国土交通省
環境省	防衛省	宮内庁
公正取引委員会	国家公安委員会・警察庁	個人情報保護委員会
カジノ管理委員会	金融庁	消費者庁
こども家庭庁	会計検査院	

2. 手続名

手続の名称です。

3. 根拠法令

手続が規定されている法令です。

※規定されている条項号が複数ある場合は、主となる条項号番号のみを記載しています。

3-1 法令名

当該法令の正式名称です。

3-2 法令番号

当該法令の法令番号です。

3-3 根拠条項号

手続が規定されている条、項、号の番号です。

4. 手続類型

手続の類型を次から選択しています。

1 申請等	申請、届出その他の法令の規定に基づき <u>行政機関等に対して行われる</u> 通知を指します。 例) 一般旅券の発給申請 例) 交付税の算定資料の提出
2-1 申請等に基づく処分通知等	<u>上記1の申請等に基づき</u> 、処分の通知その他の法令の規定により <u>行政機関等が行う</u> 通知を指します。 例) 一般旅券の交付 例) 交付税額の通知
2-2 申請等に基づかない処分通知等	<u>上記1の申請等に基づかない</u> 処分の通知その他の法令の規定により <u>行政機関等が行う</u> 通知を指します。 例) 押収に係る目録の交付 例) 改善命令
2-3 交付等（民間手続）	処分の通知その他の法令の規定に基づき <u>民間事業者等が行う</u> 交付、提出、提供を指します。 例) 契約締結時の書面交付 例) 負担金の額等の通知
3 縦覧等	書面等又は電磁的記録を、縦覧若しくは閲覧に供すること又は謄写させることを指します。
4 作成・保存等	書面等若しくは電磁的記録を作成、記載、記録、調製又は保存することを指します。

5. 手続主体

手続を行う主体を次から選択しています。

1 国	国の行政機関を指します。
-----	--------------

2 独立行政法人等	独立行政法人、特殊法人、認可法人、指定法人等を指します。 ただし、地方公共団体の機関は「地方等」に含みます。
3 地方等	地方公共団体とその機関（地方公共団体の独立行政法人等を含み、議会を除く。）を指します。
4-1 国又は独立行政法人等	「1 国」「2 独立行政法人等」の双方が主体となる手続である場合に選択します。
4-2 独立行政法人等又は地方等	「2 独立行政法人等」「3 地方等」の双方が主体となる手続である場合に選択します。
4-3 国又は地方等	「1 国」「3 地方等」の双方が主体となる手続である場合に選択します。
4-4 国、独立行政法人等又は地方等	「1 国」「2 独立行政法人等」「3 地方等」のいずれもが主体となる手続である場合に選択します。
5 国民等	事業を行う立場以外の個人を指します。個人事業主は含みません。日本国籍を有しない個人を含みます。
6 民間事業者等	事業を行う立場の者を指します。個人事業主を含みます。
7 国民等、民間事業者等	「5 国民等」「6 民間事業者等」の双方が主体となる手続である場合に選択します。

6. 手続の受け手

最終的に手続を受ける者を次から選択しています。

※調査項目 4 の「手続類型」が「1 申請等」、「2-1 申請等に基づく処分通知等」、「2-2 申請等に基づかない処分通知等」、「2-3 交付等（民間手続）」の手続が対象です。

1 国	国の行政機関を指します。
2 独立行政法人等	独立行政法人、特殊法人、認可法人、指定法人等を指します。 ただし、地方公共団体の機関は「地方等」に含みます。
3 地方等	地方公共団体とその機関（地方公共団体の独立行政法人等を含み、議会を除く。）を指します。
4-1 国又は独立行政法人等	「1 国」「2 独立行政法人等」の双方が受け手となる手続である場合に選択します。
4-2 独立行政法人等又は地方等	「2 独立行政法人等」「3 地方等」の双方が受け手となる手続である場合に選択します。
4-3 国又は地方等	「1 国」「3 地方等」の双方が受け手となる手続である場合に選択します。

4-4 国、独立行政法人等又は地方等	「1 国」「2 独立行政法人等」「3 地方等」のいずれもが受け手となる手続である場合に選択します。
5 国民等	事業を行う立場以外の個人を指します。個人事業主は含みません。日本国籍を有しない個人を含みます。
6 民間事業者等	事業を行う立場の者を指します。個人事業主を含みます。
7 国民等、民間事業者等	「5 国民等」「6 民間事業者等」の双方が受け手となる手続である場合に選択します。

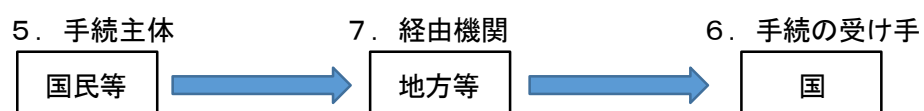
7. 経由機関

手続実施に際し、法令の規定に基づき特定の機関を経由する必要がある場合は、具体的な経由機関の種別を次から選択しています。

1 国	国の行政機関を指します。
2 独立行政法人等	独立行政法人、特殊法人、認可法人、指定法人等を指します。ただし、地方公共団体の機関は「地方等」に含みます。
3 地方等	地方公共団体とその機関（地方公共団体の独立行政法人等を含み、議会を除く。）を指します。
4-1 国又は独立行政法人等	「1 国」「2 独立行政法人等」の双方が経由機関となる手続である場合に選択します。
4-2 独立行政法人等又は地方等	「2 独立行政法人等」「3 地方等」の双方が経由機関となる手続である場合に選択します。
4-3 国又は地方等	「1 国」「3 地方等」の双方が経由機関となる手続である場合に選択します。
4-4 国、独立行政法人等又は地方等	「1 国」「2 独立行政法人等」「3 地方等」のいずれもが経由機関となる手続である場合に選択します。
5 国民等	事業を行う立場以外の個人を指します。個人事業主は含みません。日本国籍を有しない個人を含みます。
6 民間事業者等	事業を行う立場の者を指します。個人事業主を含みます。
7 国民等、民間事業者等	「5 国民等」「6 民間事業者等」の双方が経由機関となる手続である場合に選択します。

※調査項目 5～7 の関係について

例えば、国民等が地方等を経由して国に申請等を行う場合、以下のとおり選択しています。



調査項目 5：国民等

調査項目 6：国

調査項目 7：地方等

8. 独立行政法人等の名称

調査項目5の「手続主体」、調査項目6の「手続の受け手」又は調査項目7の「経由機関」が「2 独立行政法人等」「4-1 国又は独立行政法人等」「4-2 独立行政法人等又は地方等」「4-4 国、独立行政法人等又は地方等」である場合、当該独立行政法人等の名称を記載しています。

全ての独立行政法人等が手続の主体または受け手になり得る手続については、「全独立行政法人等」と記載しています。

9. 事務区分

※調査項目5の「手続主体」又は調査項目6の「手続の受け手」が「3 地方等」、「4-2 独立行政法人等又は地方等」、「4-3 国又は地方等」、「4-4 国、独立行政法人等又は地方等」の手続が対象です。

手続を地方公共団体が行う場合の事務の区分を次から選択しています。

1 自治事務	2 第1号法定受託事務	3 第2号法定受託事務	4 地方の事務でない
--------	-------------	-------------	------------

10. 府省共通手続

手続の根拠法令の所管府省庁及びその他全府省が共通して行う手続である場合、「○（全府省）」、所管府省庁及びその他の一部の府省が共通して行う手続である場合には「●（一部の府省）」を選択し、その他の場合は「×（府省共通手続でない）」を選択しています。

<フェーズ2 調査項目>

11. 実施府省庁

手続を実施する府省を次から選択しています。府省共通手続の場合、回答のあった実施府省庁を全て記載しています。

内閣府	内閣官房	内閣法制局
人事院	デジタル庁	復興庁
総務省	法務省	外務省
財務省	文部科学省	厚生労働省
農林水産省	経済産業省	国土交通省
環境省	防衛省	宮内庁
公正取引委員会	国家公安委員会・警察庁	個人情報保護委員会
カジノ管理委員会	金融庁	消費者庁
こども家庭庁	会計検査院	

12-1. オンライン化の実施状況

手続のオンライン実施状況を次から選択しています。府省共通手続において

一部の実施府省庁がオンライン化実施済の場合、「5 一部実施済」としています。

1 実施済
2 未実施
3 適用除外
4 その他
5 一部実施済

12-2. オンライン化の実施予定及び検討時の懸念点

手続のオンライン化の実施予定及び検討時の懸念点を次から選択しています。府省共通手続の場合、実施府省庁の回答を全て並べています。

0 オンライン化実施予定	1 制度改正が必要であり、制度改正のための時間確保が困難
2 制度改正が必要であり、制度改正の業務上の優先順位が低い	3 電子化に必要なシステムが省庁内に備わっていない
4 一部の必要書類の原本が紙であり、電子化してもオンライン処理が完結しない	5 性質上、電子化すべきでない
6 オンライン化の費用対効果が小さい又は不明	7 上記に該当しない

12-3. オンライン化実施時期

※調査項目12-2の「オンライン化の実施予定及び検討時の懸念点」が「0 オンライン化実施予定」の手続が対象です。

以下からオンライン化の実施予定年度を選択しています。府省共通手続においてオンライン化実施時期が異なる場合、最も近い年度を選択の上、「以降」を追記しています。

1 2024 年度	2 2025 年度	3 2026 年度
4 2027 年度	5 2028 年度	6 2029 年度
7 2030 年度以降		

13. 申請等における本人確認手法

※調査項目 4 の「手続類型」が「1 申請等」かつ項目12-1「オンライン化の実施状況」が「2 未実施」/「3 適用除外」/「4 その他」の手続が対象です。

申請等の各手続において、本人確認手法を次から選択しています。府省共通手続の場合、実施府省庁の回答を全て並べています。

1 押印＋印鑑証明	押印に加えて、印鑑登録証明書を添えることによって本人確認を行う場合選択しています。
2 押印	押印によって本人確認を行う場合（印鑑登録証明書を添えることは不要である場合）選択しています。
3 署名	署名によって本人確認を行う場合選択しています。
4 本人確認書類の提示・提出	本人確認書類の提示や提出によって本人確認を行う場合選択しています。

5 その他	上記以外の手法によって本人確認を行う場合選択しています。
6 本人確認不要	本人確認が不要である場合選択しています。

14-1. 手数料等の納付有無

※調査項目 4 の「手続類型」が「1 申請等」の手続が対象です。
手続実施に際して必要となる手数料等¹について、以下から選択しています。

1 手数料等無し	2 手数料等有り
----------	----------

14-2. 手数料等の納付方法

※調査項目 4 の「手続類型」が「1 申請等」かつ項目14-1「手数料等の納付有無」が「2 手数料等有り」の手続が対象です。
手数料の納付方法について、以下から当てはまるものを全て選択しています。府省共通手続の場合、実施府省庁の回答を全て並べています。

オフラインでの納付方法の選択肢
1-1 行政機関の窓口
1-2 銀行の窓口
1-3 ペイジー(ATM)
1-4 コンビニ等代理施設
1-5 その他オフラインでの納付方法
オンラインでの納付方法の選択肢
2-1 ペイジー(ネットバンキング)
2-2 ペイジー(ダイレクト方式)
2-3 クレジットカード払い
2-4 二次元コード決済
2-5 インターネットバンキング
2-6 その他オンラインでの納付方法

14-3. 手数料等のオンライン納付時の優遇措置

※項目14-1「手数料等の納付有無」で「2 手数料等有り」を選択し、項目14-2「手数料等の納付方法」でオンラインでの納付方法の選択肢から選んだ手続が対象です。
オンラインで手続を行う場合の手数料等の減免措置の有無について、以下から選択しています。

1 減免措置有り	2 減免措置無し
----------	----------

15-1. 処理期間(オンライン)

※項目4「手続類型」が「1 申請等」かつ項目12-1「オンライン化の実施状況」が「1 実施済」の手続が対象です。

¹ 行政機関等が特定の者のために特別の役務を提供する場合に当該役務の受益者からその対価として費用を徴収するもの全般を指し、必ずしも名称が「手数料」であるものだけに限らない。

手続をオンラインで行う場合において、標準的な処理期間を記載しています。府省共通手続の場合、実施府省庁の回答範囲を記載しています。

15-2. 処理期間(非オンライン)

※項目4「手続類型」が「1 申請等」の手続が対象です。

手続を非オンラインで行う場合において、標準的な処理期間を記載しています。府省共通手続の場合、実施府省庁の回答範囲を記載しています。

16-1. 情報システム(申請)

※項目4「手続類型」が「1 申請等」の手続が対象です

「手続主体から受け手に対する申請等」に着目し、項目12-1「オンライン化の実施状況」が「1 実施済」もしくは項目12-2「オンライン化の実施予定・検討における懸念点」が「0 オンライン化実施予定」の場合、申請等に係るシステム名（申請システム、受付システム等）を記載しています。府省共通手続の場合、実施府省庁の回答を全て並べています。

16-2. 情報システム(事務処理)

「申請等を受けた後の事務処理」に着目し、事務処理のシステム名を記載しています。府省共通手続の場合、実施府省庁の回答を全て並べています。

17-1. 総手続件数

令和5年度の年間の全手続件数です。

17-2. オンライン手続件数

※項目12-1「オンライン化の実施状況」で「1 実施済」の手続が対象です。

令和5年度の総手続件数のうち、オンラインで手続を実施した件数²を記載しています。

件数については、原則有効数字を2桁以上、一部試算値を含んでおり、どうしても試算が難しい場合、1桁での記載としています（例：有効数字2桁では、上から3桁目以降を四捨五入。例えば、21499～20500までは、共に21000と回答。有効数字1桁では、上から2桁目以降を四捨五入。例えば、80000という手続件数を算出するために、84999～75000までは、共に80000として回答。）。

また、地方等が実施するような手続においては、いくつかの自治体からサンプルとしての手続件数を取得した試算値を記載しております。なお、令和5年度の値を基本としています。一部令和5年（暦年）や令和6年度の数値も含んでおります。

17-3. 非オンライン手続件数

令和5年度の総手続件数のうち、オンライン以外の方法で手続を行った件数

² 「申請等」の場合は、事務処理ではなく申請等自体がオンラインで行われた件数を指す。

を記載しています。

件数については、原則有効数字を2桁以上、一部試算値を含んでおり、どうしても試算が難しい場合、1桁での記載としています（例：有効数字2桁では、上から3桁目以降を四捨五入。例えば、21499～20500までは、共に21000と回答。有効数字1桁では、上から2桁目以降を四捨五入。例えば、80000という手続件数を算出するために、84999～75000までは、共に80000として回答。）。

また、地方等が実施するような手続においては、いくつかの自治体からサンプルとしての手続件数を取得した試算値を記載しております。なお、令和5年度の値を基本としていますが、一部令和5年（暦年）や令和6年度の数値も含んでおります。

18. 申請書等に記載させる情報

※項目4「手続類型」が「1 申請等」の手続が対象です。

申請書等の記入に際し、入力が必要となる典型的な項目を以下から全て選択しています。

マイナンバー	マイナンバーの記入を必須とする場合は選択しています。
法人番号	法人番号の記入を必須とする場合は選択しています。
健康保険適用事業所番号	健康保険適用事業所番号の記入を必須とする場合は選択しています。
労働保険適用事業所番号	労働保険適用事業所番号の記入を必須とする場合は選択しています。
雇用保険適用事業所番号	雇用保険適用事業所番号の記入を必須とする場合は選択しています。
本店又は主たる事務所の所在地	本店又は主たる事務所の所在地を必須とする場合は選択しています。
商号又は名称	商号又は名称を必須とする場合は選択しています。
役員氏名（代表者含む）	役員氏名（代表者含む）を必須とする場合は選択しています。
代表者住所	代表者住所を必須とする場合は選択しています。
資本金	資本金を必須とする場合は選択しています。
その他の情報	上記以外の項目に当てはまる場合は選択しています。

19-1. 申請時に添付させる書類

※項目4「手続類型」が「1 申請等」の手続が対象です。

申請時に際し、提出が必要となる典型的な書類を以下から全て選択しています。

住民票	住民票の写し、記載事項証明書、広域住民票、除票、不在住証明書のいずれかを提出させる場合は選択しています。
戸籍	戸籍謄本、戸籍抄本、戸籍一部事項証明書、除籍謄本、除籍抄本、除籍一部事項証明書、改正原戸籍謄本、改正現戸籍抄本、戸籍の附票、身分証明書、受理証明書、届書記載事項証明書、不在籍証明書、独身証明書、婚姻要件具備証明書のいずれかを提出させる場合は選択しています。

登記事項証明書(商業)	商業法人登記に係る現在事項証明書、履歴事項証明書、閉鎖事項証明書、代表者事項証明書のいずれかを提出させる場合は選択しています。
登記事項証明書(不動産)	不動産登記に係る全部事項証明書、現在事項証明書、何区何番事項証明書、所有者証明書、一棟建物全部事項証明書、一棟建物現在事項証明書、閉鎖事項証明書のいずれかを提出させる場合は選択しています。
印鑑登録証明書(個人)	個人の印鑑登録証明書を提出させる場合は選択しています。
印鑑登録証明書(法人)	法人の印鑑登録証明書を提出させる場合は選択しています。
所得証明書・納税証明書	課税証明書、非課税証明書、納税証明書等を提出させる場合は選択しています。
健康保険及び厚生年金保険の納入証明書	納入証明書・納入確認書を提出させる場合は選択しています。
定款	定款を提出させる場合は選択しています。
決算書	決算書を提出させる場合は選択しています。
社員名簿	社員名簿を提出させる場合は選択しています。
営業許可証(食品衛生法、建設業等)	各種業における営業許可証(写しを含め)を提出させる場合は選択しています。
資格証明書(くるみん認定等)	資格証明書(写しを含め)を提出させる場合は選択しています。
その他の添付書類	上記以外の書類に当てはまる場合は選択しています。
添付書類なし	申請時に添付書類の提出を必要としない場合は選択しています。

19-2. 添付書類等提出の撤廃/省略状況

※項目4「手続類型」が「1 申請等」の手続が対象です。

項目19-1「申請時に添付させる書類」の選択がある場合、添付書類等の提出に係る添付撤廃/省略の状況を以下から選択しています。府省共通手続の場合、実施府省庁の回答を全て並べています。

1 撤廃・省略済	2 撤廃・省略予定
3 撤廃・省略不可	4 その他

19-3. 添付書類等の提出方法

※項目4「手続類型」が「1 申請等」かつ項目19-2「添付書類等提出の撤廃/省略状況」が「2 撤廃・省略予定」/「3 撤廃・省略不可」/「4 その他」を選択した手続が対象です。

添付書類等の提出方法を以下から選択しています。府省共通手続の場合、実施府省庁の回答を全て並べています。

0 電子・原紙を選択可能	1 電子での提出のみ
2 原紙での提出のみ	3 一部電子、一部原紙での提出
4 その他	

19-4. 添付書類等への電子署名

※項目4「手続類型」が「1 申請等」かつ項目19-3「添付書類等の提出方法」が「1 電子での提出のみ」を選択した手続が対象です。

添付書類等の提出に際し、電子署名が必要かどうか、以下から選択しています。府省共通手続の場合、実施府省庁の回答を全て並べています。

1 電子署名は必要ない	2 一部の書類で電子署名が必要
3 全ての書類で電子署名が必要	

19-5. 添付形式等が定められた規定

※「手続類型」が「1 申請等」かつ項目19-2「添付書類等提出の撤廃/省略状況」が「2 撤廃・省略予定」/「3 撤廃・省略不可」/「4 その他」を選択した手続が対象です。

添付書類等の提出方法及び添付形式等が規定されているのはこういった文書か以下から選択しています。府省共通手続の場合、実施府省庁の回答を全て並べています。

0 規定はない	1 法令の規定
2 告示等の規定	3 システムの仕様
4 その他	

20-1. 手続が行われるイベント（個人）

次に示す個人のライフイベントにおいて当該手続を行う場合、そのライフイベントを選択しています。（複数選択可）

<個人に係るイベント>			
妊娠	出生・こども	引越し	就職・転職
結婚・離婚	自動車の購入・保有	住宅の購入・保有	介護
医療・健康	税金	年金の受給	死亡・相続
その他イベント（個人）		その他（個人にも法人にもあてはまらない）	

20-2. 手続が行われるイベント（法人）

次に示す法人のライフイベントにおいて当該手続を行う場合、そのライフイベントを選択しています。（複数選択可）

<法人に係るイベント>			
法人の設立	法人の情報変更・役員変更	職員の採用・退職	入札・契約
事務所の新設・移転	新しい事業の開始	法人の合併・分割	法人の承継・廃業
定期的な報告等	作業ごとの報告等	その他イベント（法人）	

21. 申請に関連する士業

※項目4「手続類型」が「1 申請等」である手続が対象です。

当該手続を実施する際、次に示す士業の関わりがありうる場合、代理での申請等が可能な士業を全て選択しています。

弁護士	司法書士	行政書士	税理士
社会保険労務士	公認会計士	弁理士	土地家屋調査士
海事代理士	中小企業診断士	医療系職種	その他

士業が介在しない			
----------	--	--	--

22. 申請を提出する機関

※項目4「手続類型」が「1 申請等」であり、調査項目6の「手続の受け手」が「1 国」～「4-4 国、独立行政法人等又は地方等」である手続が対象です。（ただし、受け手が独立行政法人等の場合は対象外）

当該申請を実施する際、申請の提出先機関を選択しています。

全体			
本府省庁	年金事務所	その他機関	
厚生労働省			
厚生局	労働局	労働基準監督署	公共職業安定所
環境省			
環境事務所			
農林水産省			
農政局	森林管理局	漁業調整事務所	
経済産業省			
経済産業局	産業保安監督部		
総務省			
行政評価局	総合通信局		
法務省			
法務局	保護観察所	出入国在留管理庁	出入国在留管理局
財務省			
財務局	税関	国税庁	国税局
税務署			
国土交通省			
整備局	運輸局	航空局	
防衛省			
防衛局			
地方公共団体			
都道府県庁	保健所	上下水道局	
市役所・町村役場	消防本部	消防署	警察本部
警察署	地域包括支援センター	ごみ処理センター	消費生活センター